

**郡山市議会政務活動費検討委員会**  
**報告書**

**令和2年2月13日**

# 郡山市議会政務活動費検討委員会

## I 【設置目的】

政務活動費の社会経済情勢等を踏まえたより適正な運用等に関し検討を行うため設置する。

## II 【構成】 定数 12名

委員長	會田	一男		
副委員長	佐藤	栄作		
委員	村上	晃一	蛇石	郁子
	柳田	尚一	三瓶	宗盛
	福田	文子	佐藤	徹哉
	大木	進	但野	光夫
	高橋	善治	大城	宏之

## III 【経過報告】

日程	主な活動状況
令和元年10月28日	第1回委員会開催 正副委員長を互選 課題・検討事項についての協議 スケジュールに係る協議
令和元年11月12日	第2回委員会開催 課題・検討事項の追加についての協議 政務活動費の運用における課題についての協議
令和元年11月25日	第3回委員会開催 政務活動費の運用における課題についての協議
令和元年12月25日	第4回委員会開催 政務活動費の運用における課題についての協議
令和2年1月24日	第5回委員会開催 政務活動費の運用における課題についての協議 これまでの協議結果についての協議
令和2年2月7日	第6回委員会開催 これまでの協議結果についての協議

#### Ⅳ 【協議項目】

No.	政務活動費の運用における課題
1	最新判例を踏まえた対応について
2	タブレット導入に伴う取り扱いの変更について
3	改選期の取り扱いについて
4	行政調査について

#### Ⅴ 【協議結果】

##### 1 協議結果一覧

No.	政務活動費の運用における課題	結果
1	最新判例を踏まえた対応について 【協議回数：3回】	結審（第4回：R1.12.25） 広報誌については、広報誌全体と対象外の面積で按分と決定 備品については、按分率 1/2 以内と決定
2	タブレット導入に伴う取り扱いの変更について 【協議回数：2回】	結審（第4回：R1.12.25） タブレット本体購入費については、対象外と決定
3	改選期の取り扱いについて 【協議回数：3回】	結審（第5回：R2.1.24） 「改選期における交付額の日割り」、及び、「収支報告書の提出期限の延長」の方針を確認。 ただし、議会改革特別委員会の「市議会議員一般選挙の時期について」の審議結果等を踏まえ対応。
4	行政調査について 【協議回数：1回】	結審（第4回：R1.12.25） 航空券の額については、旅費算定額を限度額と決定

## 2 協議結果概要

### (1) 最新判例を踏まえた対応について

#### ◇ 広報誌基準について

##### 【決定事項】

- ・ 広報誌全体と対象外の面積で按分とする。
  - ①議員の写真等は議員1人1枚でその大きさは3.5cm×4.5cm以内とし、2枚目以降は対象外とする。
  - ②プロフィールは議会と会派の役職以外は対象外とする。
  - ③政務活動にそぐわない挨拶は会派の責任のもと対象外とする。
  - ④送料、ポストイング代など該当する広報誌の諸経費も同率按分とする。
- ・ 令和2年4月1日から適用する。

#### ◇ 備品の取り扱いについて

##### 【決定事項】

- ・ 按分率1/2以内とする。ただし、会派控室で使用するものについては、その限りではない。
- ・ 令和2年4月1日から適用する。

#### ◇ その他の按分について

##### 【決定事項】

- ・ 現行どおり。

#### ◇ 名刺代について

##### 【決定事項】

- ・ 現行どおり、対象外とする。

### (2) タブレット導入に伴う取り扱いの変更について

#### ◇ タブレット本体購入費について

##### 【決定事項】

- ・ 対象外とする。
- ・ 令和2年4月1日から適用する。

#### ◇ 通信料について

##### 【決定事項】

- ・ 現行どおり。

### (3) 改選期の取り扱いについて

#### ◇ 改選期の基準日について

##### 【決定事項】

- ・ 郡山市政務活動費の交付に関する条例に基づき、改選月は基準日の1日の属する改選前の会派へ1ヶ月分が全額交付されるため、9月4日から新しい任期がスタートする現行制度においては、改選後の会派に9月分が全く交付されない。この状況に対し、任期の日割りにより交付額を算定する必要があるとの方針を確認した。
- ・ 現時点では条例改正を見送り、令和元年12月設置の議会改革特別委員会における「市議会議員一般選挙の時期について」の審議結果等を踏まえ対応する。

◇ 改選期における精算期間について

【決定事項】

- ・現在、改選期における精算期間は、条例中の「会派の解散」を準用し、収支報告書等の提出期限が10日間であるため、現行制度の4月から9月3日までの約半年分の収支報告書等を提出する改選期においては提出期限が短い。この状況に対し、改選期の提出期限を30日間に伸ばす必要があるとの方針を確認した。
- ・現時点では条例改正を見送り、令和元年12月設置の議会改革特別委員会における「市議会議員一般選挙の時期について」の審議結果等を踏まえ対応する。
- ・任期満了日までに領収が確認できる支出を精算の対象としている現金主義のため、債務の発生から支出まで時間を要する口座振替等に対応する必要があることから、一部発生主義を導入し、収支報告書の提出期限までに任期中の活動で領収を確認できる支出を精算の対象とするの方針を確認した。ただし、条例の改正と併せて対応する。

(4) 行政調査について

◇ 行政調査について

【決定事項】

- ・航空券の額については、旅費算定額を限度額とする。

(5) その他について

◇ 郡山市政務活動費検討委員会設置要綱について

【決定事項】

- ・郡山市政務活動費の手引きの内容に疑義が生じた場合や社会情勢の変化により改定の必要が生じた場合など、適宜、郡山市政務活動費検討委員会を設置するため、設置要綱を見直し、また、委員外議員の出席について加える。

◇ 郡山市政務活動費の手引きについて

【決定事項】

- ・郡山市議会政務活動費検討委員会の協議結果を内容に加え、様式等の見直しや郡山市政務活動費検討委員会設置要綱等を掲載する。

○郡山市政務活動費の手引きの変更点

- ①はじめに（ページ外）
- ②政務活動費の返還（P9）
- ③改選期の取り扱い（P16）
- ④行政調査について（P19・23・26・29・32・35）
- ⑤広報誌基準について（P25・27）
- ⑥タブレット本体購入費について（P41）
- ⑦備品の取り扱いについて（P43）
- ⑧郡山市政務活動費検討委員会設置要綱（P60）
- ⑨様式変更（P72・81・84）